

児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案（第1次案）

第1 親権の効力

1 監護及び教育の権利義務

親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負うものとする。

2 懲戒

【P】

第2 親権の喪失及び一時的制限等

（前注）親権の制限の全体的な制度の枠組みについて、中間試案における甲1案を採用し、同意に代わる許可の制度は採用しないことを前提としている。

1 親権の喪失

父又は母による虐待又は悪意の遺棄があった場合その他父又は母による親権の行使が著しく困難又は不適切であった場合において、その父又は母に親権を行わせることが子の利益を著しく害するときは、家庭裁判所は、〔子、その〕〔子の〕親族、未成年後見人又は検察官の請求によって、その父又は母の親権の喪失をすることができるものとする。ただし、2年以内にその原因が消滅する見込みがあるときは、この限りでないものとする。

2 親権の一時的制限

父又は母による親権の行使が困難又は不適切であった場合において、その父又は母に親権を行わせることが子の利益を害するときは、家庭裁判所は、1に掲げる者の請求によって、2年を超えない範囲内でその父又は母の親権の一時的制限をすることができるものとする。

(注) 親権の一時的制限制度は、再度の親権制限がされない限り、その制限の期間が経過すれば親権を行うことができることとなる制度であり、このような制度を利用することによって、親権を制限されている父母が再度の親権制限をされることがないよう努力をする意欲を持つことができ、結果として親子の再統合につながることを期待されると考えられる。ところが、親権の一時的制限の期間中に、一時的制限をされている父母の関与なく、未成年後見人の代諾により養子縁組がされることがあると、養子縁組によって養親が親権を行うこととなり（民法第818条第2項）、その父母は、一時的制限の期間が経過しても親権を行うことはできないこととなる。このようなことは、親権の一時的制限制度を設ける趣旨に沿わないと考えられることから、15歳未満の者を養子とする縁組について、次のような規律を設けるものとする。どうか。

- ① 法定代理人が民法第797条第1項の承諾をするには、養子となる者の父母で第2の2による親権の一時的制限がされている者の同意を得なければならないものとする。
- ② ①に違反した縁組は、縁組の同意をしていない者から、その取消しを家庭裁判所に請求することができるものとする。ただし、その者が追認をしたとき、又は養子が15歳に達した後6箇月を経過し、若しくは追認をしたときは、この限りでないものとする。

3 管理権の喪失

父又は母による管理権の行使が困難又は不適切であった場合において、その父又は母に管理権を行わせることが子の利益を害するときは、家庭裁判所は、〔子、その〕〔子の〕親族又は検察官の請求によって、その父又は母の管理権の喪失をすることができるものとする。

4 親権の喪失若しくは一時的制限又は管理権の喪失の取消し

1から3までの原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人又はその親族の請求によって、1から3までによる親権の喪失若しくは一時的制限又は管理権の喪失の審判を取り消すことができるものとする。

第3 未成年後見

1 未成年後見人の人数

- (1) 民法第842条の規定は、削除するものとする。
- (2) 複数の未成年後見人の権限の行使等に関する規律を設けるものとする。

(注) 複数の未成年後見人の権限の行使等に関する規律を次のようなものとする。どうか(別図参照)。

- ① 未成年後見人が数人あるときは、原則として、共同してその権限を行使するものとする。
- ② 未成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、そのうちの一部の未成年後見人について、財産に関する権限のみを行使すべきこと(民法第868条参照)を定めることができるものとする。
- ③ ①の例外として、財産に関する権限については、家庭裁判所が職権で、単独行使の定め又は事務分掌の定めをすることができるものとする。第三者の意思表示については、これらの定めの有無にかかわらず、未成年後見人中の1人にすれば足りるものとする。
- ④ ②及び③の定めは、家庭裁判所が職権で取り消すことができるものとする。

2 未成年後見人の選任

- (1) 未成年後見人がある場合においても、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、民法第840条に規定する者若しくは未成年後見人の請求により又は職権で、更に未成年後見人を選任することができるものとする。
- (2) 未成年後見人を選任するには、未成年被後見人の〔年齢、〕心身の状態並びに生活及び財産の状況、未成年後見人となる者の職業及び経歴並びに未成年被後見人との利害関係の有無(未成年後見人となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と未成年被後見人との利害関係の有無)、未成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないものとする。

(第3の後注) 未成年後見監督人についても、同様の手当てをするものとする。

第4 その他

所要の規定を整備するものとする。

未成年後見人の複数選任の在り方のイメージ

【イメージ①】

親 族	身 上 監 護	財 産 管 理
親 族	身 上 監 護	財 産 管 理

【イメージ②】

親 族	身 上 監 護	財 産 管 理
弁 護 士		財 産 管 理

【イメージ③】

親 族	身 上 監 護	財 産 管 理 の 一 部
弁 護 士		財産管理の一部